

本庁舎らせん階段の通行禁止について

老朽化による損傷が激しく危険性が高いため、らせん階段部分を通行禁止とします。

大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

らせん階段箇所現状



2階入り口梁の
クラック（ひび割れ）



2階入り口壁の
クラック（ひび割れ）



ガラスブロックの
破損

通行禁止エリアについて : 本庁舎らせん階段箇所（下記経路図参照）
通行禁止日について : 令和5年7月20日（木）～

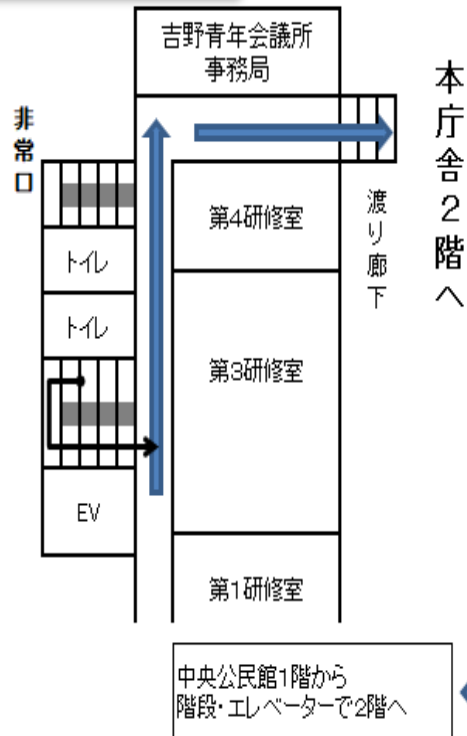
本庁舎2階・3階にご用の方へ

1階窓口（町民税務課）にてお取りつぎいたします。

担当職員が1階まで伺い対応いたしますので、そのままお待ちください。

また、本庁舎2階・3階会議室等をご利用する方は中央公民館2階渡り廊下からご入室ください。

中央公民館 2 階



吉野町役場 1 階

